

訪問看護重要事項説明書

1. 当所が提供するサービスについての窓口

電話番号 0772-32-3051（午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分）

担当 藤原 照美 * ご不明の事があれば、何でもお尋ね下さい。

2. 伊根町訪問看護ステーションの概要

(1) 提供できるサービスの種類と地域

事業所名	伊根町訪問看護ステーション
所在地	京都府与謝郡伊根町字日出 646 番地
介護保険指定番号	京都府 69690022
サービス提供地域	伊根町内、宮津市養老地域

(2) 当所の職員体制

	業務内容	常 勤	非常勤	資 格
管理者	業務管理 訪問看護	1 名		看護師
従事者	訪問看護	2 名以上		看護師 又は 准看護師
		1 名以上		理学療法士

(3) サービス提供日及び時間帯

* 月曜日から金曜日

国民の祝日、12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日を除く

* 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分

ただし、緊急時の対応についてはご相談に応じます。

当ステーションは、年間を通して 24 時間 いつでも連絡がとれる体制を設けております。

(4) 24 時間対応体制

- ・状況により看護師が訪問した方が良いと判断した場合や、訪問を希望される場合には緊急訪問致します。その場合は所定の利用料が必要となります。

- ・電話対応での相談・指導のみで、訪問の必要がなかった場合には利用料は必要ありません。
- ・早急に受診が必要と判断した場合には、御家族に救急搬送の手配をして頂くことがあります。

3. サービス内容

症状の観察 保清 リハビリテーション カテーテル等の管理 体位交換等、褥創の予防処置 ターミナルケア 認知症患者の看護 食事、排泄等日常生活の介助 家族その他の介護者に対し療養生活や介護方法の指導等

4. 利用料金

(1) 利用料

訪問看護利用料は表のとおりです。

ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は、全額自己負担となります。

(単位数＝円)

介護保険		30分未満	30分以上 60分未満	60分以上 90分未満
訪問看護	看護師	471	823	1,128
	准看護師	424	741	1,015
	理学療法士	1回(20分) 294		
		1日3回以上の場合 ×90%		

介護保険		30 分未満	30 分以上 60 分未満	60 分以上 90 分未満
介護予防 訪問看護	看護師	451	794	1,090
	准看護師	406	715	981
	理学療法士	1 回（20 分）284		
		1 日 3 回以上の場合 ×50％		
1 年を超えて利用の場合は 1 回につき 5 単位の減算				

*夜間・早朝料金は1.25倍

*深夜料金は1.5倍

*その他の各種加算

サービス提供体制強化加算 6単位/回

緊急時訪問看護加算 600単位/月

特別管理加算Ⅰ 500単位/月(気管カニューレなど)

特別管理加算Ⅱ 250単位/月(在宅酸素など)

初回加算Ⅰ 350単位/月(退院・退所当日)

初回加算Ⅱ 300単位/月(退院・退所の翌日以降)

ターミナルケア加算 2,500単位/死亡月

医療保険		
後期高齢者	一般の方	1 割負担
	一定以上所得者	2 割負担
	現役並み所得者	3 割負担
健康保険	該当保険の自己負担割合分	

(2) 交通費

交通費は無料です。

(3) その他

①サービスを提供する為に使用する水道、ガス、電気等の費用は、利用者負担となります。

②料金のお支払方法は、口座振替で毎月 27 日に自動引き落としとします。引き落とし金額は、事前に納入通知書でお知らせします。

5. 当所の訪問看護サービスの特徴等

(1) 運営方針

ステーションの看護師等は、要介護、要支援状態にある利用者の心身など特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が維持できるように支援します。また、事業の実施にあたっては、関係市町、地域の保健・医療機関、各居宅介護サービス事業者、介護保険施設、在宅介護支援センター等との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

(2) サービス提供を行う訪問看護師

- ・契約時に担当の訪問看護師を決定しますが、業務の都合により訪問看護師を交替することがあります。
- ・担当訪問看護師の交替を希望される場合には、交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対し訪問看護師の交替を申し出ることが出来ます。ただし、利用者から特定の訪問看護師の指名は出来ません。

(3) その他サービス利用のために

- ・訪問看護師への研修は、年 1 回以上実施します。
- ・理学療法士の訪問は、訪問看護ステーションの看護師の代わりとして訪問するものであるため、理学療法士と看護師は連携して訪問看護を行います。

6. 訪問看護の内容

提供するサービスの内容は、下記のとおりです。

	曜日	提供時間帯	サ ー ビ ス 内 容	介護保険適用
①		: ~ :		
②		: ~ :		
③		: ~ :		

7. お支払いいただく料金の単価は、次のとおりです。

	介護保険適用の場合の自己負担分	そ の 他
①	円	円
②	円	円
③	円	円

8. 緊急時の対応

サービス提供中に容態の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、ご家族、救急隊、居宅介護支援事業所等へ連絡を致します。

主 治 医	氏 名		連絡先	
	病(医)院			
緊 急 時 連 絡 先 (携帯電話等)	氏 名			
	連絡先			
居宅介護支援事業所	事業所名			
	連絡先			

9. 事故発生時の対応

- (1) サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに必要な措置を講じるとともに、利用者の家族及び居宅介護支援事業者等、市町村及び京都府等に報告します。
- (2) サービス提供中、事業者の責めに帰すべき事由により、利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償致します。

10. 訪問看護情報の開示

利用者のご希望に応じ、訪問看護情報を開示致します。

11. サービス内容に関する苦情

- (1) ご相談及び苦情に関することは、伊根町訪問看護ステーションへご連絡下さい。
電話番号 0772-32-3051
- (2) 本所以外に下記の窓口でも、ご相談や苦情等についてお受けします。
伊根町役場住民生活課 0772-32-0503
京都府国民健康保険団体連合会 075-354-9011